

現 行	改 正 案
<p>II. 保険監督上の評価項目</p> <p>II-4 業務の適切性</p> <p>II-4-8 <u>取引時確認、疑わしい取引の届出</u></p> <p>II-4-8-1 意義</p> <p><u>保険会社が取引時確認等の顧客管理体制の整備を図るとともに、反社会的勢力への対応を図ることにより、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されることを防止することが重要である。また、FATF 勧告に基づく国際的なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を実効性あるものとするためには、国内のみならず、海外営業拠点における業務についても、これらの対策につき適切な対応を行うための態勢を整備することが求められている。</u></p> <p><u>(注) 取引時確認や疑わしい取引の届出においては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」(24年10月金融庁)を参考にすること。</u></p> <p>II-4-8-2 主な着眼点</p> <p>(新設)</p>	<p>II. 保険監督上の評価項目</p> <p>II-4 業務の適切性</p> <p>II-4-8 <u>取引時確認等の措置</u></p> <p>II-4-8-1 意義</p> <p><u>公共性を有し、経済的に重要な機能を営む保険会社が、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されることを防止することが重要である。</u></p> <p><u>保険会社犯罪組織に利用され犯罪収益の拡大に貢献すること等を防ぐには、全社的に高度で強固な法令等遵守態勢を構築する必要があるが、特に、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、「犯収法」という。）に基づく取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置（以下、「取引時確認等の措置」という。）に関する内部管理態勢を構築することが求められる。また、FATF 勧告に基づく国際的なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を実効性あるものとするためには、国内のみならず、海外営業拠点における業務についても、これらの対策につき適切な対応を行うための態勢を整備することが求められている。</u></p> <p>II-4-8-2 主な着眼点</p> <p><u>犯収法に基づく取引時確認等の措置の的確な実施については、以下のよう</u> <u>な点に留意して検証することとする。</u></p> <p><u>(注) 取引時確認等の措置の的確な実施に当たっては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」(平成24年10月金融庁)を参考にする</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(1) <u>保険会社の業務に関して、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）」に基づく取引時確認、及び疑わしい取引の届出が適切になされる等内部管理体制が構築されているか。</u>  <u>また、以下のような、厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認を行う態勢が整備されているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認を行う態勢が整備されているか。</u></p> <p>① <u>取引の相手方が関連取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引</u></p> <p>② <u>関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引</u></p> <p>③ <u>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 12 条第 2 項に定める、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との取引等</u></p>	<p>こと。</p> <p>(1) <u>保険会社の業務に関して、取引ごとのリスクに応じて、犯収法に基づく取引時確認及び取引記録等の作成・保存が的確に実施されているか。</u></p> <p>① <u>取引時確認を行うに当たって、顧客の属性を適切に把握するとともに、本人確認書類の提出等により、その信憑性・妥当性の確認が行われているか。顧客に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。</u></p> <p>② <u>法人顧客との取引においては、本人特定事項、取引を行う目的、事業の内容と併せて、実質的支配者の本人特定事項の確認を行っているか。</u></p> <p>③ <u>犯収法第 4 条第 2 項前段及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（以下、「犯収法施行令」という。）第 12 条各項に定める下記ア. からエ. を含む厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項について、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認を行っているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合において、適正に当該確認を行っているか。</u></p> <p>ア. <u>取引の相手方が関連取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引</u></p> <p>イ. <u>関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引</u></p> <p>ウ. <u>犯収法施行令第 12 条第 2 項に定める、犯罪による収益の移転</u></p>

現 行	改 正 案
<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p><u>防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との取引等</u></p> <p><u>エ. 外国 PEPs (注) に該当する顧客等との取引</u></p> <p><u>(注) 犯収法施行令第 12 条第 3 項各号及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下、「犯収法施行規則」という。）第 15 条各号に掲げる外国の元首及び外国政府等において重要な地位を占める者等 (Politically Exposed Persons) をいう。</u></p> <p>④ <u>顧客の取引時確認に当たって、取引形態（例えば、インターネットによる非対面取引等）を考慮した措置が講じられているか。</u></p> <p>(2) <u>犯収法に基づく疑わしい取引の届出が的確に実施されているか。</u></p> <p>① <u>疑わしい取引に該当すると判断された場合には、統括部署において、速やかに当局へ届出を行うこととされているか。</u></p> <p>② <u>疑わしい取引の届出に該当するか否かの判断を行うに当たって、取引時確認情報、顧客属性、取引態様、取引時の状況その他の保険会社が取得・保有している具体的な情報及び犯収法第 3 条第 3 項に基づき国家公安委員会が作成・公表する犯罪収益移転危険度調査書（以下、「犯罪収益移転危険度調査書」という。）を総合的に勘案し、犯収法第 8 条第 2 項並びに犯収法施行規則第 26 条及び第 27 条に基づき適切に検討の上、届出の必要性の判断が行われているか。また、その取引等に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。</u></p> <p><u>(注) 考慮すべき顧客属性及び取引態様としては、国籍（例えば、FATF が公表するマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域）、外国 PEPs への該当性、顧客が行っている事業等、取引金額・回数等の取引態様、国内外の取引の別が考えられる。</u></p> <p>③ <u>保険会社の行っている業務内容・業容に応じて、システム、マニュアル等により、疑わしい顧客や取引等を検出・監視・分析しているか。</u></p> <p><u>(注) 疑わしい取引の届出に該当する可能性がある事例や保険会社が</u></p>

現 行	改 正 案
<p>（新設）</p>	<p>過去に届出を行った事例等については、「<u>疑わしい取引の参考事例</u>」（<u>金融庁ホームページ参照</u>）も参考にすること。</p> <p>(3) <u>犯収法に基づく取引時確認等の措置を的確に実施するため、下記①の措置を講じ、また、下記②から⑦の措置を講ずるよう努めているか。さらに、取引時確認と疑わしい取引の届出が相互に関連性を有していることを十分に認識し、取引時確認の的確な実施により顧客の基礎的な情報を把握し、その上で当該情報及び顧客の取引態様等を総合的に勘案のうえ判断し、疑わしい取引の届出が行われるような社内態勢等が構築されているか。</u></p> <p>① <u>顧客から取得した取引時確認情報については、顧客取引の継続的なモニタリング等を通じて、その属性の把握に常時努め、最新のものとすることが確保されているか。</u></p> <p>② <u>社内規則等において、取引時確認等の措置を行うための社内体制や手続きが明確に定められているか。役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。</u></p> <p>③ <u>従業員に対して、取引時確認等の措置に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた従業員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。</u></p> <p>④ <u>管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のコンプライアンス担当者など、統括管理者（犯収法第11条第3号に定める統括管理者をいう。以下同じ。）として適切な者を選任・配置しているか。</u></p> <p>⑤ <u>犯収法に基づき、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を的確に実施しているか。</u></p> <p>ア. <u>犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、取引・商品特性や取引形態、取引に関係する国・地域、顧客属性等の観点から、自らが行う取引がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクについて適切に調査・分析した上で、その結果を</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(2) (略)</p> <p>II-4-8-3 監督手法・対応</p> <p>取引時確認等の管理体制について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第 128 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、<u>法第 132 条に基づき行政処分を行うものとする。</u></p>	<p>記載した書面等（以下、「特定事業者作成書面等」という。）を作成し、定期的に見直しを行っているか。</p> <p>イ. <u>特定事業者作成書面等の内容を勘案し、必要な情報を収集・分析するとともに、保存している確認記録及び取引記録等について継続的に精査しているか。</u></p> <p>ウ. <u>犯収法第 4 条第 2 項前段に定める厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引若しくは犯収法施行規則第 5 条に定める顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引又はこれら以外の取引で犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案してテロ資金供与やマネー・ローンダリング等の危険性の程度が高いと認められる取引（以下、「高リスク取引」という。）を行う際には、統括管理者が承認を行い、また、情報の収集・分析を行った結果を記載した書面等を作成し、確認記録又は取引記録等と併せて保存しているか。</u></p> <p>⑥ <u>従業員の採用に当たって、テロ資金供与やマネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。</u></p> <p>⑦ <u>取引時確認等の措置の実施に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じ、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性が確保されているか。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>II-4-8-3 監督手法・対応</p> <p>検査結果、不祥事件届出書等により、取引時確認等の措置の確実な履行を適切に実施するための内部管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第 128 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、<u>法第 132 条に基づく業務改善命令の発出を検討するものとする。その際、内部管理態勢が極めて脆弱であり、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング等に利用されるおそれがあると認められるときは、法第 132 条に基づき、業務改善に要する一定期間に限った業務の</u></p>

現 行	改 正 案
<p>（以下略）</p>	<p><u>一部停止命令を発出するものとする。</u>  <u>また、重大性・悪質性が認められる法令違反又は公益を害する行為など</u>  <u>に対しては、法第 133 条に基づく厳正な処分について検討するものとする。</u></p> <p>（以下略）</p>